

# 消費者庁における政策評価に関する基本計画

〔令和5年3月28日  
消費者庁長官決定〕

消費者庁における政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第6条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、消費者庁における政策評価の実施に関する基本的な方針及び体制等について定めるものである。

なお、基本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」（評価法第2条第2項）であり、以下で定義される「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」の全てを指すものである。

## ① 政策（狭義）

特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

## ② 施策

上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方針や対策と捉えられるもの。

## ③ 事務事業

上記の「具体的な方針や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

## 1. 計画期間

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

## 2. 政策評価の実施に関する方針

消費者庁は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務としている。社会経済の急速な変化に伴って、消費者庁が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であると考えられる。

このため、今後は、政策の実施状況や効果を適切に把握する機能を強化するため

に、有効性の観点からの評価を一層重視し、政府の取組も踏まえながら、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。

### 3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、以下の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価する。

#### ① 必要性

政策効果からみて対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

#### ② 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

#### ③ 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動によって実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

#### ④ 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているか明らかにする。

#### ⑤ 優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

### 4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握は、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

政策効果の把握手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

### 5. 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動によって得られると見込まれる政策効果を基礎として的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を見地から行うものとする。

#### (1) 評価対象

予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号（当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること）の規

定に該当すると考えられるものが対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。

(2) 評価方法

事業評価方式を基本とする。

(3) 規制影響分析（R I A）

規制の新設等による影響の評価（以下「規制影響分析（R I A）」という。）を行う場合は、その方式及び対象について、上記（1）及び（2）にかかわらず、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、施策所管課等（個別の施策を所管する課等をいう。以下同じ。）と協議の上、総務課が決定する。

(4) 実施の要領

事前評価（規制影響分析（R I A）を含む。以下同じ。）の対象となる施策については、施策所管課等と協議の上、総務課が決定する。施策所管課等は、予算要求や制度の新設・改廃の前に、「10. 政策評価の実施体制に関する事項」で定める実施体制の下、評価を行う。

## 6. 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価対象

消費者庁においては、主要な行政目的に係る政策全般（ただし、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第4条第1項各号に掲げる事務に限る。）を事後評価の対象とし、計画期間内に評価対象とする政策については、別表に掲げるものとする。

(2) 評価方法

政策評価と行政事業レビューを一体的に実施するため、原則全ての事務事業を対象として作成される行政事業レビューシートを消費者庁の政策評価の標準的な様式とし、施策の特性によっては、必要に応じ、消費者基本計画工程表のフォローアップ等の既存の評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することとする。

(3) 実施の要領

総務課は、毎年度、評価法第7条第1項の規定に基づき、当該年度において事後評価の対象としようとする政策、評価方式等を記載した実施計画を定める。また、政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、実施計画において政策体系を明示する。施策所管課等は、この実施計画に基づき、「10. 政策評価の実施体制に関する事項」で定める実施体制の下、評価を行う。

(4) 事前評価を実施した政策

事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、事後評価を実施する。事後評価の実施時期については、原則として当該規制の見直し時期が到来する際とする。

## 7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

消費者庁の実施する政策評価の客観性・公正性を確保するとともに、政策立案及び評価の質の向上を図るため、政策評価制度又は評価対象政策について専門的知識を有する学識経験者等から構成する消費者庁政策評価有識者懇談会を設置し、開催する。また、施策所管課等は、その所管する政策の特性を踏まえ、必要に応じ、①学識経験を有する者からの個別の意見聴取、②学識経験を有する者によって構成される研究会等の開催、③外部研究機関等の活用、④消費者委員会等を始めとした審議会等の活用等を行うものとする。

## 8. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

施策所管課等は、政策の企画立案（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。政策評価の結果の政策への反映に関する具体的な役割分担は以下に定めるものとする。

- ① 施策所管課等は、政策の企画立案に当たって政策評価の結果を適切に反映する。
- ② 総務課は、政策評価の結果の反映、活用について、当該施策所管課等に対し、必要に応じ、意見を述べる。また、予算要求等の審査に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。
- ③ 施策所管課等は、当該政策への反映状況を総務課に報告する。総務課は、報告を受け、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめる。

## 9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項

総務課は、決定された基本計画・実施計画、取りまとめた評価書等・反映状況について、消費者庁ウェブサイトを通じて速やかに公表するものとする。

## 10. 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、総務課及び施策所管課等が、相互に連携を図りながら、以下のような役割分担で行うものとする。

- ① 総務課の役割
  - ア 基本計画、実施計画の策定等政策評価に関する基本的事項の企画立案
  - イ 評価書等の案の審査<sup>1</sup>、取りまとめ（評価対象となる施策が課等にまたがる場合には、相互に連携を図り、評価を取りまとめ）

---

<sup>1</sup> 総務課は、評価の客観性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているか、消費者庁における施策相互の整合性・連携がとれているかなどの観点から、審査する。その過程で、必要に応じ、総務課は、施策所管課等に対し、説明を求め、意見を述べるものとする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか政策評価の総括

- ② 所管する政策に関する施策所管課等の役割  
ア 政策評価の実施  
イ 評価書等の案の作成

## 11. その他政策評価の実施に関し必要な事項

- (1) 消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）との連動について

消費者庁の主要な行政目的に係る政策は、消費者基本計画に基づき実施されていることから、政策評価の実施に当たっては、消費者基本計画の検証・評価と連動して行うこととする。

- (2) 効果検証の手法等の改善について

消費者庁の所掌事務については、効果検証の手法等が十分に確立していない分野もあることから、今後、総務課を中心として、必要に応じて施策所管課及び新未来創造戦略本部と連携し、効果検証の手法等の調査研究を進めるとともに、政策評価を担当する人材の養成のための研修、その他必要な方策を講じることにより、評価手法等の改善を図っていくものとする。また、国民から寄せられた意見・要望についても、評価手法等の改善に積極的に活用するものとする。

- (3) 外部からの意見・要望の受付について

政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課としウェブサイト等により受け付けるものとする。

- (4) 基本計画の改定

基本計画は、計画期間内であっても、必要に応じ、改定を行う。

## 附 則（令和5年3月28日消デジ第24号）

- 1 この決定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 11(1)の趣旨に鑑み、基本計画と消費者基本計画の計画期間を一致させるため、本基本計画の計画期間は3年間（令和5年度から令和7年度まで）、次期基本計画の計画期間は4年間（令和8年度から令和11年度まで）とすることで、次期基本計画の終期と第5期消費者基本計画（令和7年度から令和11年度まで）の終期を揃え、次々期基本計画から消費者基本計画と計画期間を一致させる。また、第5期消費者基本計画の決定に当たっては、本基本計画についても見直しを行うこととする。

(別表)

消費者庁政策評価体系（事後評価の対象となる政策）

政策分野	政策	施策	施策所管課等
消費者政策の推進	消費者政策	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課
		(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課
		(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課
		(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課
		(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課
		(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課
		(9) 消費者政策の推進に関する調査研究・国際連携	参事官（調査研究・国際担当）
		(10) 事業者との協働に関する企画・立案・推進	参事官（公益通報・協働担当）